

○次に、金子恵美さん。

○金子（恵）分科員 立国社共同会派の金子恵美でございます。よろしくお願ひいたします。

江藤大臣におかれましては、就任してから、台風被害への対応、そして今もありましたけれども、豚熱、CSF、アフリカ豚熱、ASF対策等、本当にさまざまな取組をいただいております。十分かどうかというのは、もちろん、現場で対応していただいている皆様方の声を聞いていただいて、そして御確認をいただいていることだというふうに思っております。広く現場の声に耳を傾けていただき、さまざまな課題に真摯に取り組んでいただきますようお願いをしたいというふうに思います。

そして、今回は、新型コロナウイルスへの対応も進めなくてははいけません。内閣の一員として、あるいは、農水省に対策本部もおありになっていてということでもいろいろな御発言をされておりますので、その件も含めましてきょうは質問させていただきたいと思ひます。

まず一つ目は、私の地元福島県でも、台風十九号とその後の大雨に伴う県内の農業被害の額は本当に過去最大ということでありまして、厳しい状況にありますけれども、この件につきまして質問させていただきたく存じます。

まずは、農林水産関係被害額三千八百八十億八千万円ということでありまして、大変大きな被害でありました。そして、今もお営農再開もできないで苦しんでいる人たちもいるというのは、恐らく、台風十五号から十九号、そしてその後の二十一号に伴う豪雨ということで、全国同じ状況だというふうには思っています。

そのことはわかっていながらも、しかし、東日本大震災、原発事故で苦しんでいた我々被災地の人間としましては、これまでもそうでしたけれども、風評被害との闘いもしながら、何とか何とかここまでたどり着いたということでありまして、営農再開ができて、風評被害との闘いということでもダブルの状況でしたけれども、今回はトリプルです。また被害です。

私の地元福島県、総額六百三十六億二千二百七十七万円が県が調査を終えて確定した被害額であるのでございますけれども、じゃ、今に至るまでどのように災害対応が進められてきたかということ、国は、去年の臨時国会の段階では予備費で対応、そして、やっと補正予算で災害対応費が出てきた、そしてまた、今こうやって当初予算を審議しているということでありまして、お金を出せばいいということではなくて、大変厳しい状況にあるのは今も実は変わらないわけです。

最近でも、私、地元にもいろいろと聞き取りをさせていただきまして、福島県で、例えば作付に本当に間に合うかどうか、それぞれの市町村で頑張っているのだけれども、まだ明確に大丈夫という言葉がいただけないというようなこと、福島県から聞き取りをしたときにそういう言葉がありました。また、復旧作業を行う上で現状想定されているのはやはり業者の不足なんだということで、県外からの業者確保というものもしていきたいというふうに思っているけれども、県外からの移動にかかる交通費などのコストを考えるとなかなか手を挙げてくれる事業所もないんだとか、こういうことなんです。人手不足とか、そしてまた、事務的に言えば、申請書類も本当に大変な負担であったというような声を農業者の方々からも届けられてきたということで、全体の仕組みとか人的な部分での支援とか、いろいろなことで支援が必要になってくるんだと思います。

ですので、改めてお伺いさせていただきたいというふうに思うんですけれども、予算を出せばいいということではないということはおわかっていただいていると思います。ですので、大臣、農水省として、これまでどのような支援をしていただいていたか、そしてまた、今後どのように寄り添い続けるのか、お伺いしたいと思います。

○江藤国務大臣 委員におかれましては、大変な御苦勞をされて。

福島の方ともよくお会いする機会があるので、お米についても、全量検査から今度は抽出検査に移られるということで、風評被害を心配されているような声も聞いております。本当に御心配なことが多くて、我々としては全力で御支援させていただきたいという気持ちを持っております。お金が全てではないと思っております。

ですから、ことしに入りましてまたたび、地方農政局、東北農政局だけではありませんけれども、地方の農政局とテレビ電話をつないで私が申し上げているのは、被災地の二

一ズというものは、発災当初と、復興半ばと、それから、査定が済んで、これからいよいよ発注に臨もうとするのと、これから春に向けて、例えば桃園の防除に向かってどうするのか、改植をどうするのかという段階になると、一ズはその時々で大きく変わっていきまますので、最初にやったものが是とするわけではなくて、その後、その施策がどのように現場で受けとめられて、それに対してどのようなアクションがあって、どのような声が寄せられているかということを一生涯懸命に努力をさせていただいております。ですから、農政局の諸君、それから本省の諸君も、たびたび現場に足しげく通うことをまず心がけていただいております。

それから、一番大事なことは、例えば土砂なんかについては、もちろん復旧作業をしなきゃなりませんし、査定も大体終わったというふうに聞いておりますけれども、しかし、桃なんかは、水につかっただけで、非常に樹体が弱いので、改植が必要だということになれば改植しなきゃなりません。一部の改植は始まっているという報告をいただいております。

それから、農業施設についても発注をしなきゃなりませんけれども、私は、申しわけない、福島に行けていないんですけれども、この間、長野県には行ってまいりまして、担い手の方々とも意見交換をさせていただきました。私の顔を見て話しているうちに泣き出す青年がいたり、心の傷も、現場もまだまだ本当に道半ば以上のものがあるなということを感じております。

業者の発注にしても、査定は済んだ、しかし資材はない。県内の業者は、集中的な復興期間、国土強靱化の期間であって、県内の公共事業等も不落があったりして、業者も非常に仕事がタイトであって、県内業者も、建設業協会を通じていろいろ手当てをお願いしているけれども手当てがつかないというような声もたくさん聞かせていただいております。

そういうようなことを聞いて、あと、書類的な問題もたくさん聞きました。ですから、農水から人間をたくさん、例えば査定については、土木の技術者がいないから査定ができないということもたくさんありましたので、相当な数、六百五十一人、技術職員を派遣させていただきました。

ですから、また先生方からもいろいろな声を聞かせていただいて、何が足りなくて何を追加しなければいけないのか、またたくさん御意見を賜れば、できる限りの対応をしていきたいと考えております。

○金子（恵）分科員 ありがとうございます。

現場の声を聞いていただいているということで、もちろん、福島県だけではなくて、今大臣がおっしゃっていただきましたように、長野県でも大変厳しい状況であるというふうな認識は持っていますので、とにかく、全ての被災地でしっかりと第一次産業の再生ができていくような支えをしていただきたいと思いますというふうに思います。

ちょうど二月七日の地元紙に、台風十九号で圃場に堆積した稲わらの除去を支援する作業が六日、郡山で始まった、自力で除去が困難な農家から委託を受けた市やJA福島さくらが、今後一カ月程度かけ、被災した圃場約三ヘクタールの稲わらを収集し、営農再開を後押しするというような記事がありまして、これを見たときに、よく御理解をいただきましたと思うんです、二月です。十月にあった災害で、今こうやってやっと、堆積した稲わらの除去をしているという状況なんですよ。人も足りない、何とかしなきゃいけないということなんです。

ぜひ、私は、農林水産省というのは、各省庁を見ていても、一番現場を歩いている省だと思っています。ですから、大臣みずからリーダーシップをとっていただきまして、更にこのような災害の対応をしっかりとやっていただきたく、お願いを申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

時間が限られておりますので次に参りますが、次に、新型コロナウイルス対策についてお伺いさせていただきます。

改めて、新型コロナウイルスに感染した皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた皆様方に哀悼の意を表したいというふうに思います。

そして、農水省が行う新型コロナウイルス対策でありますけれども、大臣は、既に農水省内で開かれた対策本部で、十八日に、あらゆるリソースを活用することが重要というふうに強調されたというふうに伺っています。農水省の動植物検疫向けのPCR検査機関がウイルス検査に活用できるように厚生労働省と連携する考えを示されたというふうに伺っています。

PCR検査ができる農水省の施設は全国に九十カ所あるということで御発言されておりますけれども、もちろん、大臣もおっしゃっているように、この農水省所管の検査の施設と

というのは、CSF等あるいは病害虫などの検査で第一義的な責務を担っているということですので、調整をしっかりとやっていかなくてはいけないというふうに思いますし、安全そして的確な検査ができるようなそういう環境というものを整えていかなくてはいけないというふうに思います。

まずは、そのことをどのように考えられているのか、そしてまた、大臣が発言されてからもう一週間たっていますので、どのように進められてきたかということをお伺いしたいと思います。

○江藤国務大臣 結論から申し上げますと、私どもの方から厚生労働省に、汎用性があると、我々が持っているPCRの機械、それから人材的にも技術的にも対応できるだけの能力は持っていますというお話はさせていただきました。

しかし、我々が扱っているものは基本的に動植物でありますので、人間に感染しないものをふだん扱っているというハードルがあって、その部分をどう厚労省が整理してくれるかということ、正直なところ、ちょっと待っている段階ではありますが、しかし、非常時ということであれば、ある程度、私としては、少しぐらいの壁があっても、越えなきゃいけないときには思い切って越えなければならないと思っています。

しかし、CSFもまだ終息したとは言いがたい段階にあります。我々も、フルゲノムも含めて、この検査をするときにはラインをやはり使いますので、こっちの業務も一義的にはしっかり果たさなければなりません。確かに、国家的な危機であるというふうにこのコロナについては自覚をいたしておりますが、我々が持っている本来業務を全てストップさせることもこれは国民の利益を害する、国民の財産を毀損する可能性があると思っていますので、どの範囲でできるかについては整理をさせております。

ですから、厚生労働省と話がつき次第、我々のところで協力できるところはしっかりさせていただけると体制が整いつつあるというふうに御理解いただければいいと思います。

○金子（恵）分科員 おっしゃっていることはよくわかりませんが、ただ、大臣は、協力をしていくというふうに御発言をしたわけですから、どのような協力をしていくのかということ、私たちもそこは期待をしているところであります。

もちろん、今おっしゃっていただきました豚熱の関係とかいろいろと課題はあるので、簡単なことではないと思います。いろいろな御判断をしていかなくてはいけないというふうに思います。ただ、発言は発言ですから、それをもってどのような努力をしたかということをご伺わさせていただきたいと思います。

○江藤国務大臣 具体的に私は疫学的な知見も持っておりませんし、技術者でもありませんので、現場の方に、今、我々農林水産省で全国九十カ所持っている機材等は今のコロナに対する検査に対して汎用性があるのか、十分対応できるような精度と機能を有しているのかということをご確認させていただきました。これについてはイエスということになります。

技術的にも、人と動植物という違いはあれども、これが黒であるかそれとも陰性であるか、陽性であるかの判断をする技術的な能力も十分に農林水産省の人間も持っているというところまでは確認をさせていただいておりますので、御要請があれば対応はできますが、しかし、我々としても、繰り返しになりますけれども、全てのラインをあけるわけにはまいりませんので、そのうちの何割ができるかというところまでは詰め切っていないというところがございます。

○金子（恵）分科員 感染拡大防止をしっかりとやっていかなくてはいけないという大変厳しい状況にあるこの新型コロナウイルスの問題でありますので、農水省としても協力をされるというふうに明言されたからには、それはされているということであるけれども、最終的な御判断はこれからということでもありますので、よろしくお伺いしたいと思います。

そこは、今申し上げたように、いろいろな課題を今抱えていると思いますので、なかなか難しい最終判断になっていくんだというふうには思いますけれども、ただ、世界のこの新型コロナウイルスの問題というふうにも思っていたら、もう亡くなった方もいるということでもありますので、早い段階での検査体制のしっかりとした構築というものがなさ

ればここまで広がらなかった可能性があるわけですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

その上で、この影響なんですけれども、農水省の立場として、農業分野等についてどのような影響があるというふうにお考えなのか、お伺ひしたいと思ひます。

○江藤国務大臣 農林水産省は、国内農業の振興だけにとどまらずに、国民の皆様方に安心で安全な食料を安定的に供給するという責任を有してございます。

特にこの季節におきましては、タマネギそれからショウガ、ニンニク、長ネギ等、中国に依存する割合が極めて高い時期にこのコロナウイルスが発生いたしました。そういうことで、中食、外食、特に規模の小さいところにおいては原材料の供給が十分にいただけないということで、困ったなという声も聞いております。

しかしながら、若干状況も改善してきておりまして、二月の第三週には平年の八割から、物によっては倍ぐらいまで戻ってきておりますから、業界もちょっとほっとしているのではないかと思います。二月の第二週あたりは平年の一割—三割ぐらいまで減ってしまっておりましたから、急激な回復だというふうに思っています。

価格もばらつきはありますけれども、山東省から来る一次加工したタマネギは、一次加工で皮がむいてある業務用のやつですね、これが足りなくなつて、随分テレビでも報道されましたけれども、今、大体一—八%、前年の、平年並みと考へたところで一八%ぐらいの価格上昇にとどまっております。ネギなんかは逆に量がふえて五七%ぐらいに下がってきておりますから、今のところ大きな影響が及んでいるということではありませんが、一定の影響が出ているというふうに把握をしております。

○金子(恵)分科員 今、随分回復しているの、実はタマネギのこともあるわけですね、私も質問しようかと思つたんですけれども。やはり、この機会というのを生かしていくということで、大臣も、可能な場合は国内産への切りかえを呼びかけるというような御趣旨のことを発言されてこられまして、私は、そこはそこで賛成をしていきたいというふうに思ひます。

今回のようなことがいつ何どき起こるかかわからないということをしかりと想定した上で、やはり食料の安全保障というのを考へていかななくてはいけないというふうに思ひます。外食、中食を中心に影響が出ているというようなイメージはあつたわけですが、今回、今回のことを考へると、やはり国内にいる我々あるいは国民の皆様も、いかに中国産のものを今まで食べてきたかとか、あるいは海外に自分たちの食というものが委ねられているかとか、そういうことを考へる一つの機会にもなつたのではないかとこのように思ひますので、国内産への切りかえ呼びかけというのは、実は私は賛成であります。

一方で、日本人の外出の自粛というものもあるし、またインバウンドの減少というものもありますから、観光農園とか直売所に対しての減少というものも今後懸念されるのではないかとこのように思ひます。

もちろん、長期化していけば、経済対策や補正予算の編成というのは必要になってくるというふうに思ひますし、そもそも、今回しかりと、コロナウイルス対策の予算が今国会の当初予算に盛り込まれていないということでもありますから、私たちも動議を出したいというふうに思ひているわけでもありますけれども、そういうことも含めて、やはり予算がこれから必要になってくる可能性があります。

そのことについての対応をすべきであるということで、御決意というのがありますか。

○江藤国務大臣 先ほど一—八と申し上げましたタマネギ、一—六でありますので、若干答弁の数字を修正させていただきます。

最初に申し上げましたように、国内農業でも、おっしゃつたように、地方には今、道の駅とかいろいろな直売所で農家の重要な所得になって、そこに外国人の方々がお越しになるというような現象もたくさん見られますから、そういった影響も見逃せないと思ひますし、国内の消費者の皆様に対する食料供給の責任というものをしかり果たしていかなきゃいけないと思ひます。

我々としては、そういったことが起これば、必要な予算についてはしかり確保されるものだと思ひますし、閣内においてもしかりすべき発言をさせていただこうと思ひますが、今のところの段階で申し上げさせていただくと、例えば中食、外食等で非常に中国からの観光客等が減つてしまつたという場合であれば、先生も御存じの雇用調整助

成金なんかの御活用をいただくようなことも可能でもありますし、いろいろな施策を、ですから、農林水産省だけではなくて、食を支えているのは我々農林水産省だけではありませんので、いろいろな省庁がみんな束になって、横に一つに並んでタッグを組んで支えていくことが大事になっていくのではないかなというふうに考えております。

○金子（恵）分科員 それでは、次の質問に行きます。

食料・農業・農村基本計画の見直しについてでありますけれども、二十一日金曜日、企画部会において基本計画の骨子案が示されたわけです。

大臣にお伺いします。

今回の基本計画見直し、どのような方向で見直しをされているのでしょうか。

○江藤国務大臣 あらゆる方面に私は光を当てたいと思っています。例えば、兼業で営農されている方にも光を当てたい。規模の大小にかかわらず、営農していただいている方々については、大変大切な、日本の食を支える担い手であるという位置づけもしっかりしていきたい。

そして、規模拡大も、私は一面、とても大切だと思っています。分散錯圃している農地を一つに集約して生産効率を上げていくということは大事であります。しかし、そればかりではない。私のところなんか三つの村がありますので、そういったところで農地を集約するといってもなかなか難しい。

ですから、今回、中山間地域の直接支払い制度におきましても、加算措置を三つ追加させていただきました。一つの施策においては、拡充を一つさせていただきました。それから、昨年はおかげさまで棚田法案も、皆様方の全員の御了解をいただいた上で、全会一致で通させていただきました。

いろいろな役所が一丸となってやっていくこともたくさんありますけれども、私としましては、産業政策と食料政策、産業政策と地域政策という話をずっとこれまでしてきましたけれども、今まで以上に地域政策に重点を置いていきたい。産業政策を否定するものではありません。農林水産業も、一次産業である限りは成長産業であるべきだと思いますし、産業のくくりから抜けることはできませんが、しかし、農林水産業が果たしている文化的な、地域的な、若しくは国土保全的な役割、そういったものもしっかり書き込まれたような食料・農業・農村基本計画にしたいなということで、多方面の方々から御意見を賜っているところでございます。

○金子（恵）分科員 大臣から地域政策を重視していくというようなお言葉があったというふうに私は解釈しておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

私は、今回の基本計画の見直しで大きな見直しがあったのは食料自給率に関する部分だというふうに思っております。新たに飼料自給率を反映しない産出食料自給率を加えるという方向だということです。現段階では骨子案ということで議論をされているわけですから、明確に、飼料自給率を反映しない産出段階のものを新たな形で盛り込んでいくということになります。

食料自給率について、どのようなお考えをお持ちですか。

○江藤国務大臣 食料自給率は、国民の皆様方が本当に今のように潤沢に海外から輸入できなくなったときに食に困らないようにするための、国民の皆様方に示すべき大切な指標だと思っております。ですから、カロリーベースの食料自給率というものが私は一番フィーチャーされるべきものだと思っておりますし、これが中心であるということに私は変わりはないというふうに思っています。

産出食料自給率については、名称はまだこれに決まったわけではございませんが、一つ申し上げさせていただくと、例えば私の地元では、畜産県でありまして、農業県であります。総農業生産の五〇%以上は畜産が占めております。しかし、トウモロコシ等を中心に濃厚飼料等も輸入に頼っているということであって、なかなかカロリーベースの中には算入できない。多分、今の計算でいくと、頭のここから先ぐらいしか算入できないんだらうと思います。

しかし、現実を見ますと、日本は、和牛はピュアブラッドだということで、松阪牛や神戸牛や宮崎牛、そういったものを外国にこれからいよいよ打って出よう、外国への輸出の

中心的な品物として肉を据えていきたい、牛肉を据えていきたいということになっておるわけでありますが、それが、ピュアブラッドの日本の和牛ですと言いながら日本の指数には全く反映されないというのは、ある意味理論矛盾があるのではないかというふうに思っています。

そして、農家の方々、畜産農家も農家ですから、彼らの努力は食料生産それから食料自給率に対して全く貢献性がないという指標の出し方もちょっと不十分な部分があったのではないかと私は思っております。

ですから、今までのとおり、国産飼料のみで生産可能な部分を厳密に評価する食料自給率というものもしっかり出しながら、そして、輸入飼料を原材料とする畜産を中心としたそういったものについても一定の割合については算入していくことも、私は論理的には正しいのではないかというふうに考えております。

○金子（恵）分科員 そうしますと、これまでのカロリーベース、生産額ベース、こういう自給率を出していくということと、そして産出食料自給率と、これはまだ名称が決まったわけではないけれども、今の段階で骨子案には出ていますね、それでカロリーベース、生産額ベースが出ますから、四つ自給率が出るわけですよ。

国民の皆様には、今までカロリーベースで出していたわけですよ。それに、もちろん飼料を反映したカロリーベースで出してきたというわけなんですけれども、四つ、こういう自給率を出して、国民の皆さんに、この国はこういう状況ですよと示していくんですか。とてもわかりにくいことだと思うんですね。このように複数で食料自給率を出していくというのは、どういう方向でこの国の農業が動いているのかとか、そしてまた何を目標にしていくかというのがすごくわかりにくいというふうに思うんですね。

そもそも、食料の供給のどこまでを自前でできるかということを確認するのがやはり自給率の指標の本来の意味だというふうに思うんですけれども、もし、こういうことはいずれにしても、例えば飼料の自給率がゼロ%であるということ、今二五ですけれども、ゼロ%のときに畜産物の自給率を出したとしても大変意味のないことですよ。だって、自前でできていないんですから。輸入のものを餌にして、それで畜産をやって自給率はこれですとって、それで本当に私たちの食料の供給というものがどこまで自前でできているんですかと言ったら、答えられないんだというふうに思うんですよ。

こういうことのわかりにくさというのをこれからどうやって整理していくのか、とても大きな課題になっていくと思うんですけれども、一言だけ下さい。

○江藤国务大臣 あらゆる施策は説明責任を果たしていかなきゃいけないと思っております。

例えばほかの作物についても、じゃ、野菜は一〇〇%、例えば肥料等についても、国内の自給によって肥料は施肥されているのかといえば、決してそうではありません、燐とか窒素とかいろいろなものを輸入してやっておりますので。じゃ、野菜を外すのか。まあ、野菜はほぼほぼ貢献しませんけれども。米についてもそうです。なかなか議論は、これはやると深いところがあると思います。

一言じゃなくて申しわけないんですけれども、いろいろ考慮した上でこれをやることは、四月一日から輸出対策本部の本部長としてやる上では、輸出の促進の上でも有効なのではないかというふうに考えさせていただいたということでございます。

○金子（恵）分科員 農水省のホームページのところに「よくあるご質問」という部分があるんですね。「よくあるご質問」というコーナーがありまして、そこにクエスチョン、食料自給率について、食料自給率の計算方法のクエスチョンのところで、「飼料自給率をカロリーベース食料自給率の計算に入れている理由は何ですか。」という質問なんですよ。その答え、「飼料の多くを輸入に依存している畜産物については、飼料が欠けては生産が成り立たないことから、飼料自給率を乗じて計算しています。」というふうに書いています。

生産が成り立たないというふうに言っているんです。ということは、もう畜産というものがあり得ないというふうに私は読み取ることができるのではないかなというふうに思うんです。

そこはしっかりと、こういうQアンドAもあるんですけれども、ホームページから出てきますけれども、整理していかなくてはいけないんだというふうに思いますし、実際に我

が国は、もちろん、予算をかけて飼料の増産というものをしていこうというふうに頑張っているわけですね。飼料自給率を高める取組というのもしてきたわけです。そして、これからもしていくんだというふうに思います。目標というのもしちゃんとある。令和七年までに四〇%まで持っていくんだというような、そういう目標もある。

今回のことでその飼料の増産の機運というのをそいではいけないというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。いろいろなところで私は矛盾があるような気がするんですけれども、大臣、いかがですか。

○江藤国務大臣 矛盾についてはまたしっかり考えさせていただきますが、飼料自給率を上げていくということは極めて大事だと思っております。

子実トウモロコシは、ツマジロクサヨトウの問題等も出ましたけれども、やはり国産で、自分のところで草地を持っているところ、例えば酪農なんか特にそうなんですけれども、草地を持っているところと持っていないところとかなり経営状況も違います。輸入飼料に頼っているところと自給飼料を持っているところでは経営母体そのものも違いますし、経営を強くするためにも、それからこういった、先生から、成り立たないというようなことにならないためにも、この七年の四〇%目標に向かっていろいろな施策をやらせていただければというふうに考えております。

○金子（恵）分科員 今回の基本計画の見直しというのは、食料自給率をどういうふうに考えていくか、食料自給率のあり方というのを議論する大きなきっかけというのをいただいているんだというふうに思いますし、国民の皆さんと、今の私たちの国というのは食料自給率というものがどのようなものになっているか、そしてまた、食の安全保障というものも含めてどうなっているかというのをしっかりと考えていく、そういう機会だというふうに思いますけれども、矛盾だらけというか、それと、わかりにくさというのが残っているはいけないと思うんです。そこはしっかりと整理をして、説明をしていっていただきたいというふうに思います。

きょうは、実は、食品ロスの話と種子法の話、種子に関する条例が地方の方で出ている、制定されているという話と、それから、地球温暖化対策計画の見直しというのものもあるのでという話をさせていただきたいというふうに思ったんですけれども、今回は最も重要な基本計画を中心に質問させていただきました。

大臣におかれましては、まだまだいろいろな対策がこれから待っているわけなんですけれども、現場主義で頑張っている、そういうお声も耳に入ってきていますので、変わらずに、ぜひ農水省のリーダーとして頑張っているいただきたいということも申し上げさせていただきます、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○笹川主査代理 これにて金子恵美さんの質疑は終了いたしました。